

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・企業間の連携

- ・ IoT や AI を活用したスマートファクトリー化を取引先と協力して推進します。

- ・品質管理基準の共有、トレーサビリティ強化を行います。

- ・IT 実装支援

- ・共通 EDI やデータ相互利用を通じて、製造業向け IT 人材育成を支援します。

- ・専門人材マッチング

- ・取引先との人材交流を促進し、技術力向上を図ります。

- ・グリーン化の取組

- ・脱炭素化技術の開発に協力し、省エネ設備導入やリサイクル材の活用を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

- ・受託中小企業振興法に基づく望ましい取引慣行を遵守します。

- ・不条理な原価低減要請を行いません。価格決定においては、中小受託事業者からの協議の申し入れがあった場合は、労務費や原材料費の影響を考慮し、十分な協議を実施します。

- ・手形での支払いをやめ、受託代金は法令を遵守し、適切に支払います。

- ・取引上の立場を利用した知的財産権の譲渡やノウハウの開示等の不当な要求は行いません。

- ・働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。

制定 2022 年 1 月 21 日

改訂 2026 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

鈴秀工業株式会社

代表取締役社長 鈴木 雅貴

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。